

古河市国際交流協会規約

(名称及び事務局)

第1条 この協会は、古河市国際交流協会（以下「協会」という）と称し、事務局を古河市企画政策部企画課内におく。

(目的)

第2条 協会は、市民を中心に国際化への理解と関心を高め、幅広い分野において、市民、各種団体、企業等における国際交流の情報交換を推進することによって、世界に開かれた地域社会づくりを目指し、国際協力及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する諸事業の企画、立案及び実施
- (2) 国際交流に関する情報の収集、調査研究及び普及
- (3) 国際感覚あふれる人材の育成
- (4) 協会会員の交流促進及び活動支援
- (5) 国際交流に関する受託事業
- (6) その他国際化の推進に関すること

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人会員、法人会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 会員になろうとするものは、加入申請書を会長へ提出しなければならない。
- 3 会員は、第15条に定める会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、任意に退会することができる。
- 5 会員が、会費を滞納したとき（最長2年）又は運営委員会等において会員としてふさわしくない（宗教、政治、営利活動等に関与）と認められたときは、会長は、当該会員を除名することができる。
- 6 会員は、第12条に定める専門部会に所属するものとする。ただし、複数の専門部会に所属することを妨げない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 専門部会部会長 5名
- (5) 専門部会副部会長 5名
- (6) 監事 2名

(役員任期)

第6条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、同一の役員は、4期までとする。

- 2 役員は、その任期満了後においても、後任の役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

3 役員に欠員が生じた場合、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
(役員の職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、協会の経理を処理する。

4 専門部会の部会長は、第12条に定める専門部会を代表し、会務を処理する。

5 専門部会の副部会長は、部会長を補佐し、事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協会の経理を監査する。

(顧問)

第8条 会長が必要と認めるときは、総会で承認を得て、協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の相談に応じ、協会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第9条 会議は、総会と運営委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 総会の議長

総会の議長は、出席した個人会員のうちから選任する。

4 総会の議事と定足数

総会の議事は、個人会員の過半数以上出席で成立する。ただし、やむを得ず出席出来ないため委任状を提出した個人会員については出席数に加えるものとする。(定足数)

その議事の承認は、議決権者の過半数で決するものとする。可否同数の時は、議長が決する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長、副会長及び会計並びに専門部会の正副部会長及び会長が必要と認める者をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長を務める。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 予算及び事業計画に基づく協会の具体的な事業の執行に関すること。
- (3) 各専門部会間の活動の調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(専門部会)

第12条 協会は、事業を推進するために、次の専門部会を設けることができる。

- (1) 総務部会
- (2) 文化交流部会
- (3) 語学交流部会
- (4) 生活支援部会
- (5) 広報部会
- (6) その他運営委員会で必要と認める部会

2 専門部会は、総会で承認された事業計画及び予算にもとづき、各々の所管において事業の実施にあたる。

(経 費)

第13条 協会の運営及び事業に要する経費は、会費、補助金及び寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第15条 協会の会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 1,000 円 |
| | (ただし、学生及び生徒) | 年額 500 円 |
| (2) 法人会員 | 一口 | 5,000 円 |
| (3) 賛助会員 | 一口 | 5,000 円 |

2 会費は、年度途中に入会する場合においても、前項に定める額を徴収する。

3 既に納入された会費は返金しない。

(補 則)

第16条 「古河市ボランティア活動災害補償保険」に加入する。

ボランティア活動中の不慮の事故等に備えるために、協会会員は、古河市ボランティア活動災害補償保険に加入する。

第17条 この規約に定めるもののほか、協会の運営及び事業に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年6月3日から施行する。ただし、第4条第3項の規定は、第15条(2)の会員に限り、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、第4条(5)に限り、令和4年4月1日から施行する。